

## 四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、商店街の振興を目的とする団体等が、商店街の賑わいの創出を図るために実施するイベント事業に対して、予算の範囲内において、その開催経費の一部を補助し、もって商店街の活性化を促進することを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 四日市市内の商店街の振興等を目的として組織された市内にある商店街振興組合、発展会、商店会その他これらに類する団体及びその団体が中心となって組織された団体(以下「商店街等団体」という。)
- (2) 市内の商店3店以上からなるグループ
- (3) 四日市商工会議所

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に定める団体が行うイベント事業
- (2) 前条第1号及び第2号に定める団体と高校生等の若者が中心となって行うイベント事業
- (3) 四日市商工会議所が事務局等となり商店街で行うイベント事業

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定するイベント事業に要する経費のうち、広告宣伝費、報償費、物件費、会議費(ただし、食事代は除く。)、事務費その他市長が適当と認めた経費とする。

2 当該イベント事業に、広告収入、事業収入等がある場合は、前項第1号に規定する補助対象経費からその収入額を差し引いた額を補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第5条 前条第1項に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。

2 次の各号に掲げる事業の補助限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- (1) 四日市商工会議所が事務局等となり商店街で行うイベント事業 120万円
- (2) エキサイト四日市・バザール 180万円
- (3) 中心市街地において実施する広域から集客を見込める大規模事業で、補助対象経費が240万円以上のもの(ただし、前2号に規定する事業を除く。) 120万円

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号に定める事業の補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、30万円を限度とする。

4 同条第1項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業採択基準)

第6条 この要綱に基づき補助する事業の採択基準は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 商店街のイメージアップ、集客力増加等商店街の活性化に効果が高い事業
- (2) 第2条第1号に規定する団体が実施する事業においては、商店街の団体の過半数以上の会員が参加する事業

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 組織構成がわかるもの
- (5) その他市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の変更)

第9条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市商店街活性化イベント事業計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条による決定を変更することができる。

(変更決定)

第10条 市長は前条第3項の規定により四日市市商店街活性化イベント事業補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市商店街活性化イベント事業補助金変更決定通知書(第4号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 補助金交付決定通知を受けたものが事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支を証する書類の写し
- (2) 四日市市商店街活性化イベント事業実績報告書(第5号様式)
- (3) 収支決算書
- (4) 事業実施期間中の写真

(補助金の交付)

第12条 市長は、四日市市商店街活性化イベント事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

- 2 申請者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、補助事業の完了の前に、交付決定額の10分の9を上限に、補助金の一部を概算払いにより交付することができる。
- 3 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の評価)

第14条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正は令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正は令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。